

平成 22 年 6 月 1 日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19401017

研究課題名（和文） 人文学的立場から見た欧州統合とドイツ文化政策の課題

研究課題名（英文） European integration and the role of the German cultural policy from the standpoint of Humanities

研究代表者

藤野 一夫 (FUJINO KAZUO)

神戸大学・大学院国際文化学研究所・教授

研究者番号：20219033

研究成果の概要（和文）：人文学的立場から見た欧州統合とドイツ文化政策の課題について、(1) 現代ドイツ文化政策の焦点としての「文化的人格形成」、(2) 「創造都市論」の矛盾と「都市への権利」、(3) 変化がもたらす文化、文化がもたらす変化、(4) 文化マネジメントによる東西分断を越えたヨーロッパ的アイデンティティの追求、(5) ドイツ連邦議会における新たな文化政策の提言と課題、というトピックスから解明した。

研究成果の概要（英文）：The problem of a cultural policy in Germany was clarified from the following five points. (1) "Cultural education" as the focus of the current cultural policy in Germany (2) the contradiction of "Creative city" and "Right to city" (3) Change through culture, culture through change (4) Search for identity for the New Europe through cultural management (5) New cultural policy issues and recommendations of the German Bundestag.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	2,200,000	660,000	2,860,000
2008年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2009年度	1,900,000	570,000	2,470,000
年度			
年度			
総計	6,000,000	1,800,000	7,800,000

研究分野：人文学 A

科研費の分科・細目：ヨーロッパ語系文学

キーワード：文化政策・欧州統合・アートマネジメント・都市政策・ドイツ統一

1. 研究開始当初の背景

(1) 欧州統合の進展によって国民国家の垣根が低くなり、国境を越えた文化交流が加速することによって、ヨーロッパの中のドイツの文化政策が、どのように変容してきているか。

(2) 欧州統合過程から生まれる文化混交とそ

の創造性に、アメリカ主導のグローバル経済による画一的文化産業に対抗しうるヨーロッパ的文化の新たなアイデンティティ、もしくは文化的多様性を期待できるか。

2. 研究の目的

(1) ヨーロッパ市民としてのアイデンティティ

イ形成を目指すEU文化政策、(2)国民的アイデンティティを再び醸成しようとするナショナルな文化政策、(3)地域的多様性を尊重する分権主義的文化政策——これら三つのレベルがせめぎあう、欧州統合およびグローバル化時代の文化政策の課題と展望を、とりわけドイツに焦点を当てて調査・研究することが、本研究の目的である

3. 研究の方法

(1)研究代表者と研究分担者による海外調査（主に関係者ヒアリング、文化政策会議への出席と意見交換、研究機関でのレクチャー）

①ザクセン州（旧東ドイツ）：ザクセン文化基盤研究所、ツィタウ・ゲルリッツ大学、ドレスデン歴史協会、ドレスデン音楽大学、ヘレラウ・諸芸術のためのヨーロッパセンター。旧東ドイツ時代の文化資源の維持・発展のための文化政策、東欧諸国との文化協力政策、及び少数民族への文化政策に特徴がある。

②ハンブルク：ハンブルク大学アジア・アフリカ研究所、ハンブルク音楽大学文化・メディアマネジメント学科、社会文化センター「モッテ」等。創造都市のモデルとなる「ハーフェン・シティ」計画を展開している。

③エッセン及びルール地域：「欧州文化首都2010」の中心都市として多様な文化事業を展開、産業遺産の文化的転用や文化教育のモデル都市として先進的な都市文化政策を展開している。

④ヒルデスハイム大学文化政策研究所との共同研究、特に「文化教育」「文化媒介」概念と方法についての会議等を開催。

⑤バイエルン州：ミュンヘン市文化行政担当官へのヒアリング、同市文化施設間の役割分担についての調査、同州文化政策学協会会議での意見交換、同州地方部での文化によるまちづくりの調査等。

(2)以上の海外調査の成果報告を中心とした研究会、及び外部講師を招いての講演会を定期的で開催し、調査分析の精度を高めた。

(3)以上の調査研究の成果を、文化政策関係の学会誌のみならず一般新聞の文化欄等に適宜発表し、また文化行政関係のセミナー等で市民、学生、文化施設関係者向けの報告を頻繁に行うことで、調査研究の広範なフィードバックを心がけた。さらにこのような機会を、現在日本の芸術文化環境を改善するための政策提言に向けた方法論開発とコミュニケーション形成の場として活用した。

4. 研究成果

(1)現代ドイツ文化政策の焦点としての「文化的人格形成」

①欧州統合とグローバル化の渦中で試行錯誤してきたドイツ文化政策の最新の主導理念と実践的課題を調査研究した。アングロサクソンの合理性に依拠した効率化優先の文化経営の無思想とその弊害が、現在の日本と世界を覆っている中で、ドイツ文化政策においては近年、「文化的人格形成」(Kulturelle Bildung)という主導理念が復権し、特にアートが生み出す繊細かつ複雑で逆説に満ちた世界を巧みに読み書きできる能力として、アトリテラシー形成のための方法が開発されている。その際の理論的根拠は、美的コミュニケーションによって、近代市民社会における人格形成と公共圏形成を媒介したシラーの『美的教育書簡』である。さらにアレントの「美的-政治的判断力」やハーバーマスの「コミュニケーション行為論」が、「文化的人格形成」の復権を目指す最新のドイツ文化政策において注目されている。

②市民権としての文化＝文化権を実現することの意味は、イベント文化のような外面的な成果の達成ではなく、市民・青少年の文化的な生活と文化的活動のための環境保障を強め、個人そのものの価値判断能力や行為能力を活性化させることにある。文化政策の成否は、社会的効果よりも一層根源的な次元において、新しい市民社会の担い手としての個人の諸能力をいかに活性化できるか、という点にある。まさにこの点において「文化的人格形成」という主導理念が、ドイツ文化政策の最前線において復権してきたのである。

③グローバル化とIT化が進展する現代市民社会において、新しい文化的人格形成はいかにして可能か。そのためには各個人が、ニューメディアをも主体的に活用できる総合的な文化能力を獲得することが必要である。それを羅針盤として、メディアの氾濫、文化的多様性、消費文化の画一的支配といった大海の中で、目的を見失って遭難することなく確固たる指針と投錨点を確保できるような、いわば美的構想力の自己形成が求められている。こうしたアトリテラシーの実践分野で注目されているのが、「文化媒介」(Kulturvermittlung)という概念である。

(2)「創造都市論」の矛盾と「都市への権利」

①ハンブルクの調査研究に基づいて、既存の「創造都市論」の陥穽として、以下の2点を指摘したい。1)都市再生の手段として芸術

(家)を利用することは、「美的自律性」の原則を歪め、結果的に、その原則が担保してきた芸術の社会批判的かつ理念的なヴィジョン形成機能を弱体化させてしまうのではないか。2)コミュニティに密着した多文化共生の市民活動(=社会文化運動)の軽視を生み、社会包摂系文化予算の削減に手を貸すのではないか。現在のハンブルクで先鋭化している現象は、端的に言って「ジェントリフィケーション」の負の側面である。光と闇の格差が急速に拡大する中で、多数の芸術家が「このまちは自分たちのものだ」という「都市への権利」を求めて反乱を起こしている。

② 公共文化政策は、「創造都市」の発展といかなる関係にあるのだろうか。フランクフルトはヨーロッパ金融の中心地であり、ハブ空港を抱えてロジスティクス産業の比率も高い。現在のフランクフルトは、手厚い公共文化政策によるインフラ整備の面ではドイツの先端に位置しているが、皮肉なことに、クリエイティブなエリアとしての注目度はあまり高くない。ここには公共文化政策と創造産業とのディレンマが見られる。芸術文化の振興が過度に制度化されると、却って創造的活力が損なわれる可能性もある。

③ ベルリンの都市発展を支える創造性が、一定の「ゆるさ」をもったオルタナティブな自由空間から生まれる自発性と共同性にあるとすれば、過度の制度化と保護がクリエイティビティを制約してしまう危険性もある。制度化された芸術文化の卓説性や前衛性と、その周縁にあって中心から刺激を受けながら応用分野でのオリジナリティを磨いていく文化(産業)領域との、それ自体として創造的な関係をどのようにデザインするかが問われている。ベルリン、ハンブルク、フランクフルトの各事例は、このような関係性デザインにとって、多くの教訓を示唆している。

(3) 変化をもたらす文化、文化がもたらす変化

① アートを活かした創造的地域への構造転換をさらに推進するために、エッセン市とルール地域は「欧州文化首都 2010」に立候補した。1990年代から「IBA エムシャーパーク」プロジェクトによる新しい文化経済システムの確立によって、社会と産業の構造転換のための原動力としての文化に注目が集まってきたが、この構造転換をより広域へと拡大するために、さらなるプロジェクトの必要性が認識された。また、ルール地域はヨーロッパの心臓部にあるメトロポールだが、一大都市ではなく 53 市の連合体から構成されているために、文化を媒介とした地域アイデンテ

ィティの「下からの」形成が求められた。「欧州文化首都ルール 2010」のモットーは、「変化がもたらす文化、文化がもたらす変化」である。しかし創造経済の活性化だけが目的なのではない。もちろん、一年限りの文化イベントによって知名度を高めるためでもない。「ヨーロッパの中のドイツ」という欧州レベルでの文化政策的位置づけが重要なのであり、その点が明確化されない限り、欧州文化首都への選出は不可能であった。

② ルール地域は、ワルシャワ、ベルリン、ブリュッセルを経済と文化の両面で結びつけ、ヨーロッパの未来に向けたイノベーションを生み出す役割を担うことができる。この地域は、河川や鉄道網によってヨーロッパの物流を支えるロジスティクスの要衝であるが、「欧州文化首都ルール 2010」は、このインフラ網を様々なアート・プロジェクトによる文化ネットワークの構築にも活用する。こうしてルール地域は、ヨーロッパ全体にとって重要な文化的メトロポールとしてまとまってくるができる。このような国境を超えた文化協力ネットワークの構築は、地方自治体の財政難に加えてグローバルな競争がますます激化している現在において、ヨーロッパ文化政策の重要な課題なのである。

③ ルール地域には移民によって成長してきた歴史がある。人口の三分の一はポーランド出身者で、1870 から 1950 までの間に 400 万の移民を各国から受け容れてきた。「欧州文化首都ルール 2010」は、このような多文化共生能力を強化して、平和なヨーロッパのモデルとなることを目指している。その主要プロジェクトとして「ヨーロッパを動かす(Europa bewegen)」を設け、移民とアイデンティティ、文化と教育の問題に明確に取り組んでいる。移民とその家族は、どのように文化的生活に参加しているか、その参加をどのように可能にするか、文化機関は誰のためのものか、いかに活動するか、ルール地域の芸術・文化の潜在的享受者は誰か。「欧州文化首都ルール 2010」には、このような問題について議論し、その答えを見つけ出すための社会文化的フォーラムが期待されている。

(4) 文化マネジメントによる東西分断を越えたヨーロッパ的アイデンティティの追求

① ドイツ最東端のゲルリッツ市はナイセ川兩岸に形成された珠玉の古都だが、第 2 次大戦の敗北で分断され、川の東岸はポーランド領となっている。この町の文化政策がいま、東方拡大が進む EU における異文化間の架け橋として、にわかにな注目を集めている。分断後、わずかな川幅で隔てられた旧東独と

ポーランドの両市民はほとんど交流の機会をもたなかった。しかし、91年のドイツ統一、04年のポーランドEU加盟により、国境の町に欧州都市づくりのチャンスが到来。彼らは「二国家一都市」を前提に、多文化共生政策を推進することで、分断都市の「弱み」を「強み」に変えようとしたのだ。その手段に選ばれたのが、地域再生をめざす文化マネジメントだ。補助金漬けのハコモノ行政では、持続可能な地域発展には限界がある。そこで「文化による文化のための人づくり」に将来を託した。具体的には、ポーランド、チェコとの国境地帯にあるゲルリッツ大学に97年、ユネスコの支援を得て「文化とマネジメント学科」を設置。国境を越えたナイセ地域の活性化を担う人材養成が主な目的で、東欧諸国からの留学生も多い。ゲルリッツ市は、分割後ポーランド領となった対岸のズゴジェレツ市と共同で、幼稚園からポーランド語とドイツ語を相互に学べる制度を導入した。多言語・多文化教育による「中欧」文化圏の再形成がねらいだ。また、文化マネジメント教育で集積した知的・人的資源を力に欧州文化首都へ名乗りを上げるなど、辺境の分断都市を欧州都市の未来モデルにまで高めてきた。

②ゲルリッツ滞在中、衝撃的な人口統計が発表された。旧東独から旧西独への人口・頭脳流失は加速する一方で、その大半を高学歴の若い女性が占める、というものだ。新聞には「しぼむ東独」「若くて賢い女性は去る」といった見出しが躍っていた。旧東独で大学入学資格を持つ人は女性が三割で男性が二割。これらの女性の三人に一人が旧西独の大学へ進む。旧東独の大学を出た女性も、多くは景気のいい旧西独の都市へ移住する。その結果、職がなくパートナーもいない若い男性が取り残される。低学歴の若年男性の失業率が高く若い女性が激減している地域では、極右政党が支持を著しく伸ばしており、同僚の間には、ナチス台頭前夜との酷似を憂慮する声が満ちていた。

③文化マネジメントは、そんな状況に差す一筋の光ともなっている。滞在中、ゲルリッツ大文化マネジメント学科の入学試験に携わった。学力だけでなく、創造力や協調性を含めた適正を総合判断する。定員30名に200名の応募があり、うち8割が女性、全体の4割は旧西独からの受験生だった。東の果ての町に「若くて賢い女性」を引き寄せる魅力が文化マネジメントにあることに、私は瞠目した。国際文化交流・協力マネジメントに重点を置くゲルリッツ大の場合、その卒業生は国際芸術祭など時限プロジェクトへの採用が目立つ。欧州文化首都に立候補した際にも、この卒業生が事務局の一翼を担い、現役学

生がインターンをした。日本では行政が文化イベントの多くを大手広告会社に丸投げしてきたが、ドイツでは文化マネジメントを学んだ若者が、文化事業をNPO的に担っているのだ。ハコモノが乱立しても、大学や若い知性を欠いた町の将来は、日独を問わず暗い。そんな中、国際協力の視点で地域再生を試みるゲルリッツの文化マネジメントから、「グローバルに考え、ローカルに行動する」ことの実感を学んだ。

(5) ドイツ連邦議会における新たな文化政策の提言と課題

①連邦議会文化諮問委員会「Kultur in Deutschland」は、2003年に設置され、4年間の活動を終えて2007年12月11日に最終報告書を提出した。この委員会は、連邦制という枠組みにおいて州の文化高権を原則しながら文化政策を行ってきたドイツでは異例のことだ。この報告書の中で明らかなのは、文化政策の問題が、国および社会の制度設計と密接に結びついて、実践されてきたということである。それは都市レベルでも同じことであり、その根源に立ち返った研究を継続することは、日本の都市文化政策を考える上で、重要な示唆を与えるものと考えている。

②この報告書は、ドイツ基本法の中に「国家目標としての文化」を位置づけることで公共文化政策に対して法的な基盤を与え、これによって「文化を支え振興する」という、人々の文化的な生活への一定の責務を政府・行政が果たすよう勧告している。しかし、そのような「文化国家」規定によって、戦後西ドイツの原則となってきた「州の文化高権」にもとづく各州憲法の規定との関係に矛盾が生じるのではないかと、また戦前の「生存配慮」が陥った権力の行政集中と行政に頼る住民を生み出した問題を克服し得るものかどうか、あるいは戦後の「新しい文化政策」の議論や実践とどのような関係にあるのか、といった議論が巻き起こってきた。

③ここから、いくつかの研究上の課題も明らかになってきた。一つは、現在通用している文化政策の原則である「文化高権」、「芸術の自由」、「文化分権主義」等の起源に遡ることと、その受容の経緯を考察することである。そのためには、具体的に運営が行われている劇場、ミュージアムなどの各インスティテュートの実態と、その運営のために設計された制度の原理を明らかにする必要がある。本研究を通じて、従来から実践が先行してきたドイツの文化政策において、その学術的研究の可能性が拓かれてきていることを、改めて実感することになった。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 10 件)

- ① Kazuo Fujino, Über latente koreanische Einflüsse in der japanischen Gegenwartskultur, Die Stärke der Schwäche ; hrsg. von Matthias Theodor Vogt, Jan Sokol, Beata Ociepka, Beata Mikolajczyk, Verlag Peter Lang: Frankfurt am Main, Berlin, Bern, Bruxelles, New York, Oxford, Wien, 2009, S. 47-58. 査読有。
- ② 藤野一夫「文化政策の公共哲学のために」『岩波講座 哲学 月報』第 14 号、2009 年、1-4 頁。
- ③ 藤野一夫「文化教育の再生—現代ドイツ文化政策の焦点」『都市政策の課題と芸術文化の役割ドキュメント』(日本学術振興会人文・社会科学振興プロジェクト)、2009 年、104-114 頁。
- ④ 小林真理「ドイツにおける文化政策をめぐる議論と現状の課題」『都市政策の課題と芸術文化の役割ドキュメント』(日本学術振興会人文・社会科学振興プロジェクト)、2009 年、89-103 頁。
- ⑤ 藤野一夫「びわ湖ホール問題に映し出された現代日本の文化危機」『文化経済学』(文化経済学会<日本>)、通巻 25 号、2008 年、99-106 頁。
- ⑥ 小林真理「指定管理制度の成果と課題」『地域政策研究』第 46 号、2008 年、6-13 頁、査読有。
- ⑦ 藤野一夫「『文化多様性』をめぐるポリテイクスとアポリアーマイノリティの文化権と文化多様性条約の背景—」、『文化経済学』(文化経済学会<日本>)、通巻 22 号、2007 年、7-13 頁、招待論文。
- ⑧ 小林真理「指定管理制度は『公の施設』をどう変えるか」『遠近』(国際交流基金) No. 16、2007 年、52-57 頁。

[学会発表] (計 4 件)

- ① 藤野一夫、招待講演 (独・ヒルデスハイム大学) : *Vermittlung und kulturelle Bildung. Japan und Deutschland im Vergleich.* (文化媒介と文化教育の日独比較) Universität Hildesheim, 5. November 2008.
- ② 藤野一夫、*Musikvermittlung in Japan.* (日本における音楽媒介) Universität Hildesheim, 6. November 2008.

[図書] (計 3 件)

- ① 藤野一夫『芸術が生まれる場』(木下直之編) 東信堂、2009 年、全 238 頁 (執筆分担 89-113 頁)。
- ② 小林真理『芸術が生まれる場』(木下直之編) 東信堂、2009 年、全 238 頁 (執筆分担

79-88 頁、114-123 頁、135-137 頁)。

- ③ 藤野一夫「祝祭の共同体」『ドイツ文化史への招待—芸術と社会のあいだ』(三谷研爾二編)、大阪大学出版会、2007 年、94-117 頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤野 一夫 (FUJINO KAZUO)
神戸大学・大学院国際文化学研究所・教授
研究者番号：20219033

(2) 研究分担者

小林 真理 (KOBAYASHI MARI)
東京大学・人文社会系研究科・准教授
研究者番号：20308547